住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 25 日（日）16:30～18:00　鶴山台自治会館

意見概要	市の回答
特別委員会の委員数は何名か。	１２名の議員で構成されている。
特別委員会での決定事項が議会でくつがえされたのか。	庁舎整備特別委員会は庁舎整備に関することを調査・審査する場であり、何かを決議する場ではない。 この場で、市の考えとして現庁舎敷地での建て替えを方向性として示したが、この委員の多くから「和泉中央」が望ましいとの意見があった。 その後、議会の本会議で庁舎整備特別委員会の委員でない議員も含めた１２名の議員が住民投票条例を提案したもの。
住民投票を実施する根拠は何か。	地方自治法第１１２条に基づき、議員が条例提案できるとの規定があり、今回、個別に「和泉市庁舎整備に関する住民投票条例案」が提案・上程され、可決されたもの。
自治基本条例と今回の住民投票条例の関係は。	自治基本条例が平成２３年３月に制定され、第３２条に住民投票条例を別途定めるとされているが、これについては現在制定していないため、今回の住民投票は別途、地方自治法に基づき、議員提案により制定されたもの。
移転する場合は議会の３分の２以上の同意が必要ということだが、住民投票についてもこれを求める理由は。	住民投票とは市民の意見を得るものではなく、本来議会で決めるべき案件を市民に決めていただくという重みを持つものであり、議会で移転を決定するのに必要とされる３分の２を判断基準とした。 ただし、３分の２なければ移転できないのではなく、有権者の５０

意見概要	市の回答
	分の１の連署で住民から直接請求できるので、この場合に市長は、議会に提案しなければいけない。
和泉中央住宅展示場跡地への移転という話がどうして出てきたのか。 最初から、現在地で建て替えるということで方針を出せなかったのか。	市としてはかねてより現庁舎敷地での建て替えを基本としていたが、庁舎整備特別委員会で問題となっていたのが、６割の借地問題であり、移転も視野に入れるべきとの議員の意見もあり、他の候補地についても様々な検討を行ってきた。 複数の候補地の中から、最終的に住宅展示場跡地に絞り込まれた。
基金が８億で、７５%が市債発行ということだが、借金返済のために市民税を上げないといけないということはないのか。	庁舎整備のために市民税を上げることはない。 今後の返済計画についても今後１０年間概ね３０億円の基金を温存しながら財政運営していけると判断している。
最終的には市議会における審議を行うということだが、住民投票の結果でなく、市議会の判断に委ねられるということか。	他市事例を見ると、住民投票結果と議会の議決のねじれている事例も見受けられるが、住民投票の結果と議会の議決の結果はイコールであるべきと考えている。 住民投票の結果は重く、基準は市と異なるかもしれないが、議員も自分たちで提案したものであり、その結果に従おうと考えていると思う。
住民投票の結果で決定しないのか。	法的拘束力がないため、議会での議決が必要である。 他の住民投票でも最終的には議決事項であれば議決が必要。
和泉シティプラザ整備に本当に１４０億円も要したのか。 これだけの施設があることを議会は理解した上で、更に市役所を移転することを主張しているのか。	和泉シティプラザは住宅都市整備公団（現ＵＲ都市機構）が開発しトリヴェール和泉ができたのだが、多くの住民が住むことを見越して整備し、平成１５年にオープンした。 用地費も含め１４０億円をかけて整備した。複合的な機能を持つシ

意見概要	市の回答
	ティプラザの一機能として出張所がある。 　仮に和泉中央住宅展示場跡地に移転した場合、出張所と同等の機能が現庁舎敷地に必要となると考えている。 　議員は和泉シティプラザ整備に要した費用は認識していると思う。
借地解消の見込みは。	３件の地権者に対して場所が決定していないので、もし現地となれば売却いただけるか交渉しているが、うち１件は売却してもいいとの回答を頂いているが、他の２件についてはまだそこまでの意思は確認できていない。 　このような状況であることも含め、ご判断いただきたい。
投票率の高低は影響ないのか。	投票率にかかわらず尊重する。 　ただし、大きな問題であり、投票率を上げていく努力は必要であることから、チラシの全戸配布、その他、投票率向上に向けた様々な取り組みを行っていく。
住民投票の結果と議会の議決でそれぞれ「現庁舎敷地」と「和泉中央住宅展示場跡地」のいずれを選ぶかで４つのケースが考えられるが、どのようなケースであっても議員の議決で決定されるのか。	最終的には議会の判断となる。 　住民投票の結果、移転に賛成する票が３分の２を超えれば市長は自ら移転条例を提案し、また３分の２に満たない場合であっても、２名以上の議員が移転条例を提案することも可能であり、いずれにしても議会で出席議員の３分の２以上の同意があれば移転することとなる。
年間借地料が庁舎敷地のみで 3,000 万円ということだが、他にもあるのか。	来客用の第２駐車場や公用車駐車場も借地であり、合わせると年間約 6,200 万円となっている。 　しかし、現庁舎敷地で建て替える場合は立体駐車場建設によりこれらの借地は返却したいと考えており、仮に借地が続いたとしても年間

意見概要	市の回答
	借地料は約 3,000 万円となる。
市と議会の意見が相違しているということだが、庁舎整備特別委員会としての提言若しくはまとまった意見はあったのか。	第６回庁舎整備特別委員会で市の考えをお示しした後、議員提案による住民投票条例が提案されたものであり、特別委員会としてのまとまった提言は頂いていない。
現庁舎敷地での建て替えを市の考えとした最も大きな理由は。	市は公平・公正な情報提供を行わねばならないため、（投票行動を誘導することになることから）回答は控えさせていただく。 ただし、市ホームページには、これまでの資料や、議事録も出ているので確認していただきたい。
自治基本条例で定める住民投票条例では 18 歳以上の永住外国人を対象にしていくことが示されていたが、今後条例化する際には自治基本条例を根拠にしていくとされていたと思うが、今回そうでないことが残念だ。	